# 感震ブレーカー設置補助金　交付申請に当たってのＱ＆Ａ


１ 感震ブレーカーとは.....1

Ｑ１ 感震ブレーカーはどのような装置ですか？..... 1
Ｑ２ なぜ感震ブレーカーの設置が必要なのですか？..... 1

２ 補助の対象となる感震ブレーカーとは.....1

Ｑ３ 感震ブレーカーにはどのような種類がありますか？.....1
Ｑ４ 補助の対象となる感震ブレーカーに制限はありますか？..... 1
Ｑ５ ホームセンターやインターネットで購入したものも対象になりますか？..... 2

３ 補助の対象となる住宅等とは..... 2

Ｑ６ 設置する建物に制限はありますか？..... 2
Ｑ７ 新築住宅も対象となりますか？..... 2
Ｑ８ １階が店舗、２階が住居の場合は対象となりますか？.....2
Ｑ９ マンションに住んでいますが、対象となりますか？.....2

４ 補助の対象となる方とは..... 2

Ｑ１０ 補助の対象者に制限はありますか？.....2
Ｑ１１ 以前、別の住宅で感震ブレーカー設置補助金を受けたことがあります。再度申請できますか？..... 3

５ 補助金額..... 3

Ｑ１２ 補助金はいくらですか？..... 3
Ｑ１３ 申請した金額の補助金が必ず受けられますか？..... 3

６ 交付申請..... 3

Ｑ１４ いつから申請できますか？..... 3
Ｑ１５ 申請の受付場所はどこですか？..... 3
Ｑ１６ 申請にはどのような書類が必要ですか？..... 4
Ｑ１７ 既に感震ブレーカーを購入（設置）してしまいましたが、申請はできますか？4
Ｑ１８ 工事の都合上、設置完了が来年度になってしまう予定ですが、申請はできますか？..... 4
Ｑ１９ 自分で取り付けた場合も対象になりますか？..... 4
Ｑ２０ 申請したら、すぐに補助金を受け取れますか？..... 4

## １ 感震ブレーカーとは

### Ｑ１ 感震ブレーカーはどのような装置ですか？

Ａ 感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知すると、ブレーカーを自動的に落とし、電気の供給を遮断する装置で、電気火災の防止のために大変有効です。

### Ｑ２ なぜ感震ブレーカーの設置が必要なのですか？

Ａ 地震で停電になった際には、電気機器の転倒や電気配線の損傷などによって、復電時に火災が発生することがあります。感震ブレーカーを設置することで、地震に伴う電気火災の防止につながります。

## ２ 補助の対象となる感震ブレーカーとは

### Ｑ３ 感震ブレーカーにはどのような種類がありますか？

Ａ 感震ブレーカーは、「分電盤タイプ（内蔵型）」、「分電盤タイプ（後付型）」、「コンセントタイプ」、「簡易タイプ」の４つのタイプに区分されます。それぞれの特徴については、総務省消防庁のホームページを御参照ください。

（総務省消防庁ＨＰ）
https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/earthquake-sensitive_breaker/

### Ｑ４ 補助の対象となる感震ブレーカーに制限はありますか？

Ａ 全てのタイプの感震ブレーカーが補助の対象となります。ただし、感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（平成 27 年２月大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会）に基づく**性能評価の認証を受けたものに限られます**。
なお、認証を受けた製品には、「認証マーク」が付けられています。設置を予定している製品が認証を受けているかどうかについては、経済産業省のホームページから確認できますので、申請前に必ず御確認ください。

（経済産業省ＨＰ）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-2.html

**Ｑ５ ホームセンターやインターネットで購入したものも対象になりますか？**

Ａ 購入先に制限はありません。性能評価の認証を受けている製品であれば、どこで購入しても対象となります。ただし、申請時には見積書等の添付書類が必要となりますので、その点については御留意ください。

## ３ 補助の対象となる住宅等とは

**Ｑ６ 設置する建物に制限はありますか？**

Ａ 補助金の対象となる住宅等は、**実際に居住している、または居住予定である次の２つに限られます**。賃貸住宅や店舗のみの建物は含まれませんので、御留意ください。

○ 一戸建て住宅

○ マンションの専有部分

**Ｑ７ 新築住宅も対象となりますか？**

Ａ 所有者自らが居住予定である新築住宅であれば対象となります。

**Ｑ８ １階が店舗、２階が住居の場合は対象となりますか？**

Ａ 兼用住宅や併用住宅でも対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**Ｑ９ マンションに住んでいますが、対象となりますか？**

Ａ 自らが所有し、実際に居住している専有部分であれば対象となります。ただし、共用部分への設置は対象となりません。

## ４ 補助の対象となる方とは

**Ｑ１０ 補助の対象者に制限はありますか？**

Ａ 補助の対象となる方は、**感震ブレーカーを設置する住宅等を所有し、そこに居住している方となります**。また、新築等の場合で、所有及び居住が見込まれる方も対象となります。それ以外の方は対象となりませんので、御留意ください。

### Ｑ１１ 以前､別の住宅で感震ブレーカー設置補助金を受けたことがあります。再度申請できますか？

Ａ 補助金の交付は、原則として１世帯につき１回限りとなります。ただし、転居などにより別の対象住宅等に設置する場合は、再度申請することができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## ５ 補助金額

### Ｑ１２ 補助金はいくらですか？

Ａ 感震ブレーカーの購入費と設置工事費を合わせた金額の２分の１を補助します。上限額は５万円です。また、算出した金額に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てます。

（例）購入費と設置工事費の合計が６万円の場合は、補助金額は２分の１に当たる３万円となります。合計が 12 万円の場合は、２分の１に当たる６万円ではなく、上限額の５万円となります。

### Ｑ１３ 申請した金額の補助金が必ず受けられますか？

Ａ 補助金額は、申請内容や設置完了後の実績報告を市が審査した上で確定します。そのため、申請時の金額と実際に交付される金額が異なる場合があります。

## ６ 交付申請

### Ｑ１４ いつから申請できますか？

Ａ 令和８年 11 月９日（月）から申請できます。

### Ｑ１５ 申請の受付場所はどこですか？

Ａ 申請は、本庁舎４階の防災・危機管理課にて受け付けております。また、郵送による申請も受け付けております。

【郵送先】〒310-8610　茨城県水戸市中央一丁目４番１号　水戸市防災・危機管理課　宛
※　感震ブレーカー設置補助金申請書が在中である旨を封筒に記載ください。

**Ｑ１６ 申請にはどのような書類が必要ですか？**

Ａ 交付申請には、次の書類を添付する必要があります。添付書類の詳細については、別紙の「感震ブレーカー設置補助金　添付書類解説」を参照してください。

①設置対象住宅等の位置図
②対象者となる要件を満たすことを証する書類
③感震ブレーカーの仕様を確認することができる書類
④感震ブレーカーを設置する場所を確認することができる図面及び写真
⑤感震ブレーカーの購入費及び設置工事費の見積書の写し

**Ｑ１７ 既に感震ブレーカーを購入（設置）してしまいましたが、申請はできますか？**

Ａ 購入又は設置の前に申請いただくことが原則ですが、既に感震ブレーカーを購入（設置）していても、申請することができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**Ｑ１８ 工事の都合上、設置完了が来年度になってしまう予定ですが、申請はできますか？**

Ａ 補助金を受けるためには実績報告をしていただく必要がありますが、報告の期限は年度末（３月 31 日）までとなっています。この期限までに実績報告できないことが明らかな場合は、申請を受け付けることができません。このような場合は、次年度に改めて申請いただくこととなります。

（注）予算の関係上、次年度の補助制度については確約できませんので御留意ください。

**Ｑ１９ 自分で取り付けた場合も対象になりますか？**

Ａ 御自身で取り付けた場合も、申請することができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**Ｑ２０ 申請したら、すぐに補助金を受け取れますか？**

Ａ 申請後、市が内容を審査し、適当と認めた場合に交付決定を通知します。その後、感震ブレーカーの設置を完了し、実績報告などの手続を行っていただきます。申請した段階ですぐに補助金を受け取れるわけではありません。